（削る）

（削る）

二　西部事務所　静岡県浜松市中区元城町二百十六番地の四
ホ　西部事務所袋井支所　静岡県袋井市高尾町五番地二十二
ヘ　東部事務所　静岡県沼津市岡一色八百十六番地の一
ト　東部事務所富士支所　静岡県富士市瓜島町百九番地三

2　指定確認検査機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

（指定認定機関）

**第四十六条の二**　指定認定機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、次のとおりとする。

| 指定認定機関 | | 指定の区分 | 業務区域 | 認定等の業務を行う事務所の所在地 | 認定等の業務の開始の日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 住所 | | | | |
| 一般財団法人日本建築センター | 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 | 第三十三条第二項各号に係る同条第一項各号に掲げる区分 | 日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国 | イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地<br>ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号 | 平成十二年六月十六日 |

（指定認定機関）

**第四十六条の二**　指定認定機関の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

（削る）